

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書  
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

白鷗町長殿

つぎのとおり申告(報告)及び申譲します。

申 告 の 理 由		種 別		標 識 番 号	白鷗町
新 規	變 更	原動機付自転車	小型特殊自動車		
<input type="checkbox"/> 輸入	<input type="checkbox"/> 所有者	<input type="checkbox"/> 第一種(0.05L以下)	<input type="checkbox"/> 農耕作業用	納稅義務発生 年 月 日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 輸出	<input type="checkbox"/> 使用者	<input type="checkbox"/> 第二種(0.09L以上)	<input type="checkbox"/> その他 )		
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 第二種(0.125L以上)	<input type="checkbox"/> ミニカー		
		<input type="checkbox"/> 標識番号	<input type="checkbox"/> その他 )	旧標識番号	
所 有 者 (フリガナ) 姓 名 又は 称		所 有 形 態 白鷗町大字			
生年月日		大・昭・平 年 月 日	電話番号		
住 所 (フリガナ) 姓 名 又は 称		車 名		型式及び年式	原動機の型式
生年月日		大・昭・平 年 月 日	電話番号	年 式	総排気量又は定格出力 L KW
住 所 (フリガナ) 姓 名 又は 称		車 台 番 号		型式認定番号	
通 出 者 (フリガナ) 姓 名 又は 称		販 譲 完 渡 註 明 書		上記原動機付自転車・小型特殊自動車を譲り又は譲渡したことを証明します。 年 月 日	
電 話 番 号					

標識の取扱いその他の届出について

1. 標識は大切に取扱って下さい。

・交付いたしました標識は貸し出しするものですので、

廃車される時に必ず返却してください。

・紛失された場合は、紛失届の提出と弁償金がかかります。

2.次のことは禁止されておりますので特に注意してください。

・標識を他の車につけかえること。

・標識を他の人に貸したり、ゆすったりすること。

3.この証明書の車について次のようなことがあった場合は

すぐに届出ください。

おもな届出事項

届出名 届出書にそえるもの

住所を町外に変える時(同一世帯)

車両 届  
ナンバー・プレート

名義を変える時(別世帯)

名義変更届

" (別世帯の方へ)

車両 届  
ナンバー・プレート

使えなくなつて処分する時

車両 届  
ナンバー・プレート

※別世帯の方へ名義を変える場合は、新しい所有の方は新規登録となります。

4.届出の際は、必ず印鑑を必要としますので忘れず持参してください。

注意：新規購入及び譲り受けた車両については、「販売譲渡證明書」が必要です。(申請書右下の「販売譲渡證明書」欄に販売者、前所有者の住所氏名、押印が必要です。)